世保要調 第 H26-003 号
平成２６年　８月２１日

報道各社　様

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保全に関する要望書に対する
事情調査責任者　世界遺産国会議員連盟特別顧問　玉置 公良
奥熊野玉置の世界遺産を守る会　原 秀雄
和歌山県世界遺産マスター　辻田 友紀
㈲ミュージアム工学研究所　代表　桝井 喜孝
古神道研究家　岡田 光興

「玉置神社御神木の着生木伐採等について」の奈良県の回答についての見解（連絡）

一昨日は、業務ご多忙の中取材いただき、ありがとうございました。
奈良県からの回答について、当方の差し当たっての見解を三点ご連絡させていただきます。

記

１．回答文書は、『奈良県教育委員会行政文書管理規定』に則り起案決裁されたものではなく、私的に作成された文書である可能性が否定できない。今回の回答文書はもはや“無効”に近く、不誠実極まりないものである。※1

※1　『奈良県教育委員会行政文書管理規定』では【第七条（記号及び番号）次の各号に掲げる公文には、それぞれ当該各号に定めるところにより記号及び番号を付けなければならない。】とあり、【第四項　(前略)…課等又は教育機関等の長名等で施行するもののうち軽易なものについては、番号に代えて「号外」の文字を付けることができる。】とあることからも、今回であれば、「教文 第〇〇〇号」と付されるか、「号外」の文字のどちらかが必ず付されていなければならない。したがって今回の回答文は、正式な事務処理を経た『公文書』とは言えず、私的に作成された文書である可能性が否定できない。

また、記名についても、質問状は知事と教育長宛てで提出したにもかかわらず、教育委員会事務局文化財保存課長と、地域振興部文化振興課長からの回答であり、これについても、【第八条（公文の記名）事務局における公文の記名は、…(中略)…軽易な文書については、教育次長名又は課長名等を用いることができる。】とあるが、そもそも回答期限から二週間も遅れた理由が、「質問が多岐に亘っていて大変だったので…」と言っていた訳であるから、軽易な文書だとは言い難い。

さらには、【第二十二条（公印及び契印の押印）施行する文書…(中略)…には、公印を押し、決済を受けた起案文書と契印をもって割印しなければならない。ただし、次の各号に掲げる文書には、公印及び契印の押印を省略することができる。】とあり、その各号の【二 県の機関以外にあてた文書のうち、次に掲げるものその他の軽易なもの】には、【ウ 資料に関する照会及び回答】とあるが、今回の質問は、何ら資料に関しての照会や回答を求めた訳ではないので、これには該当せず、これも、“軽易なもの”として取り扱ったと考えられる。 通常は、外部への、まして首長宛に対する回答文書であれば、必ず記号及び番号が付され、公印及び契印が付されるのが一般的である。

２．どの回答を見ても、質問内容への返答にはなっておらず、全く質疑応答が成立していない。３４問の質問に対して、僅か９項目の回答であり、また、こちらが求めた選択肢による回答方法さえも全く無視したものであり、その理由すらも弁明されていない。 また、その全てが論点をはぐらかしたものであり、真摯さを欠いた、非常に不誠実なものである。特に、「着生木が神代杉の樹勢衰退を招いている」とするその根拠すら未だ全く示されておらず、議論を避けているように感じられる。※2

※2　問(29)などの、かつて県文化財保存課自らが編纂した学術記録『十津川』にある、「(前略)…此の地域では斧鍼(ふしん)を禁ぜられていた…(後略)」に対する、現在の自らの見解と矛盾することに対する非常に重要な質問に関しても回答がなされておらず、また、自然環境保全条例における無許可行為の指摘に対しては、【施行規則第十五条第５号ウ「森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること」】に該当すると回答してきているが、そもそもこれまで着生木を伐採した理由は、“神代杉の樹勢回復”だと言っていた訳で、ここでも見解が迷走してきている。

３．以上のようなことから、本来ならば先ず正式な文書処理を経たのち、再度正式に回答するよう文書を突き返すのみであるが、このような事をしていては時間の無駄でもあるので、敢えて、回答内容も精査した上で、これも合わせて再度正式かつ真摯な回答を求める。これに加え、十津川村に対しても、質問状を提出する。※3

※3　今回の回答にあたっての不誠実さを他にも申し上げるとするならば、当初の回答期限８月５日の前日８月４日の夕方になっても一向に連絡が無いばかりか、こちらから問い合わせても、「まだ出来ていません」や、「いつ出来るかわかりません」など、不誠実どころではなく、県民を蔑ろにする態度で、もはや公務員倫理にも悖るものであると考える。
当初の回答期間が１１日間、当局の都合で延期した期間が２週間、合わせて２５日間もかかっているにもかかわらず、非常に不誠実かつ、“陳腐”な回答である。